

七 先業及河運労働者大会決議の件

(説明者 尾崎一男)

八 次田大会の時期及場所決定の件

以上

日本労働組合  
評議会議

出山鉄工労働組合規約(草案)

第一章 総則

第一条

本組合は日本労働組合評議会東出山鉄工労働組合と稱す。

第二条

本組合は本館を出山に置き、出山下に於ける金属工業

に従事する労働者をも以て組織す。

第三条

本組合の規約は大会の決議を以て制定し、これを改定するに

も得ず。

第二章 目的及事業

第四条

本組合は金属工業に従事する労働者の福利増進を計ると

共に労働階級の解放を期すると以て目的とす。

第五条

本組合は前條の目的を達するに在る事業を行ふ。

- (一) 宣傳
- (二) 労働条件の維持改善
- (三) 労働事情の調査
- (四) 職業紹介
- (五) 労働教育の普及
- (六) 其他必要なる諸事業